別記様式第５４号の（裏）中

「　　地方税法、宇治市市税条例及び京都府府税条例の規定によつて賦課徴収します。　　」

を

「　　地方税法、宇治市市税条例、京都府府税条例及び京都府豊かな森を育てる府民税条例の規定により賦課徴収します。

◎納税義務者

　　年　月　日現在市内に住所を有する個人及び市内に住んでいないが事務所、事業所、家屋敷等を市内に持つている個人　　」

に、「よつて」を「より」に、「異議申立て等」を「不服申立て等」に、「６０日」を「３月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに係る決定」を「審査請求に対する裁決」に、「６箇月」を「６月」に、「なお、処分」を「なお、この処分」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に、「３箇月」を「３月」に、「決定が」を「裁決が」に、「その他決定」を「その他裁決」に、「、決定」を「、裁決」に改め、

「・　公的年金からの特別徴収の方法により納付していた方で、税額に変更があつた場合や年度途中に転出をされた場合は、特別徴収ができなくなりますので未徴収額を普通徴収の方法により納付していただくことになります。　　」

を削り、「１箇月」を「１月」に、「５０円」を「　　円」に、「指定期限」を「指定期日」に、

「※（　）内は、国・地方公共団体等に譲渡した場合の税率です。　　」

を

「※１　（　）内は、国・地方公共団体等に譲渡した場合の税率です。

※２　平成２７年度以降は市民税３パーセント、府民税２パーセントです。　　」

に改める。

別記様式第８８号の（表）中

「納税義務者　　軽自動車税」を

「納税義務者　　軽自動車税（種別割）」に、「軽自動車税納税通知書兼領収証書」を「軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書」に、「軽自動車税納税証明書（車検用）」を「軽自動車税（種別割）納税証明書（車検用）」に、「お支払い」を「お支払」に改め、同様式の（裏）中「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に、「１箇月」を「１月」に、「５０円」を「　　円」に、「指定期限」を「指定期日」に、「６０日」を「３月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に、「６箇月」を「６月」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「３箇月」を「３月」に、「決定が」を「裁決が」に、「その他決定」を「その他裁決」に、「、決定」を「、裁決」に、「お支払い期日」を「お支払期日」に改める。

別記様式第８９号中「軽自動車税　税額変更（決定）通知書」を「軽自動車税（種別割）　税額変更（決定）通知書」に、「、軽自動車税」を「、軽自動車税（種別割）」に、「の通知書です」を「（種別割）の通知書です」に、「延滞金　　※」を「延滞金」に、「１箇月」を「１月」に、「５０円」を「　　円」に、「指定期限」を「指定期日」に、「６０日」を「３月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に、「６箇月」を「６月」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「３箇月」を「３月」に、「決定が」を「裁決が」に、「その他決定」を「その他裁決」に、「、決定」を「、裁決」に改める。

別記様式第９０号中「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」を「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」に改める。

別記様式第９０号の２中「軽自動車税廃車申告書兼標識返納書」を「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」に改める。

別記様式第９１号中「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税（種別割）減免申請書」に、「軽自動車税の」を「軽自動車税（種別割）の」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和元年１０月１日から施行する。ただし、別記様式第５１号、別記様式第５２号及び別記様式第５４号の改正規定、別記様式第８８号の（裏）の改正規定（「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に改める部分を除く。）並びに別記様式第８９号の改正規定（「軽自動車税　税額変更（決定）通知書」を「軽自動車税（種別割）　税額変更（決定）通知書」に改める部分、「、軽自動車税」を「、軽自動車税（種別割）」に改める部分及び「の通知書です」を「（種別割）の通知書です」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　前項ただし書に規定する規定の施行の際現に改正前の宇治市市税条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（掲示済）

宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和元年９月２４日

宇治市長　山本　正

宇治市規則第１２号

宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する規則（平成２４年宇治市規則第２２号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「　　を「　　に

６，９００円	７，０５０円
７，８５０円	７，９２０円
７，８５０円	７，９２０円
７，３２０円	７，４４０円
５，１９８円	５，２８０円
６，９３０円	７，０８０円
６，９３０円	７，０８０円
９，４５０円	９，５２０円
８，６８０円	８，７５０円
１４，８５０円	１４，９２０円
８，３１０円	８，３８０円
８，３１０円	８，３８０円
７，８５０円	７，９２０円
７，９００円	７，９７０円
７，４００円	７，５１０円
６，９３０円	７，０８０円
６，９３０円	７，０８０円
６，９３０円	７，０８０円
６，２６０円	６，３９０円
８９０円	９１０円
９１９円	９３７円
９４５円	９６０円

８９４円	９１３円
１，０４９円	１，０５８円
９８７円	９９８円
８９４円	９１３円
１，１２０円	１，１２９円
１，０７２円	１，０８１円
１，０７２円	１，０８１円
１，２４４円	１，２５３円
８９４円	９１３円
１，０１９円	１，０２８円
１，０７２円	１，０８１円
１，０７２円	１，０８１円

」　　」

改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る賃金について適用し、同日前の勤務に係る賃金については、なお従前の例による。

（掲示済）

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和元年９月２４日

宇治市長　山本　正

宇治市規則第１３号

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則（平成２４年宇治市規則第２１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「　　を「　　に改める。

８９４円	９１３円

」　　」

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る基本報酬について適用し、同日前の勤務に係る基本報酬については、なお従前の例による。

（掲示済）

公　告

宇治市公告第２２号

槇島関連面整備（戸ノ内その３）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札について

槇島関連面整備（戸ノ内その３）管渠建設工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和元年９月２０日

宇治市長　山本　正

１　入札に付する事項

（１）工 事 名　槇島関連面整備（戸ノ内その３）管渠建設工事

（２）工事場所　宇治市宇治戸ノ内地内ほか

（３）工事概要　工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長		Ｌ＝７７０．３ｍ
推進工	ＨＰφ２５０	Ｌ＝　６０．８ｍ
推進工	ＨＰφ３００	Ｌ＝　３６．９ｍ
開削工	ＶＵφ２００	Ｌ＝６７２．６ｍ
人孔工		Ｎ＝４３箇所
取付管工		Ｎ＝８５箇所
汚水桝設置工		Ｎ＝４７箇所
立坑工		一式
薬液注入工		一式
舗装工（ｔ＝５ｃｍ及び１０ｃｍ）		Ａ＝ ２，５１６㎡
付帯工（水道配水管移設工ほか）		一式

（４）工　　種　土木一式工事

（５）工事期間　契約日から令和２年３月３１日まで　１６０日間

（６）そ の 他　本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

２　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

（２）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（３）４（２）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（５）宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。

（６）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。

（７）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定通知における土木一式の総合評定値（Ｐ）が８７０点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

（８）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

（９）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

①　確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

②　本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③　営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

（１０）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得るこ

と。

① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

（１１）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3　入札参加資格の確認

（１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 配置予定監理技術者調書

② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

（３）提出部数　１部

4　入札参加資格の確認手続

（１）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和元年９月２０日　　午前９時から

令和元年９月２６日　　午後２時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（２）確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で２メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒６１１-８５０１

京都府宇治市宇治琵琶３３番地　宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和元年９月２０日　　午前９時から

令和元年９月２６日　　午後２時まで

（３）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和元年１０月７日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

（４）その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5　設計図書の配布

（１）入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

（２）配布期間

令和元年９月２０日　　午前９時から

令和元年１０月１６日　　午後２時まで

6　設計図書類に関する質疑回答

（１）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

（２）提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：０７７４-２０-８７７８

（３）質疑の受付期間

令和元年９月２０日　　午前９時から

令和元年１０月８日　　正午まで

（４）回答

回答については、令和元年１０月１０日午後１時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7　入札期間及び開札の日時

（１）入札期間

令和元年１０月１５日　　午前９時から午後６時まで

令和元年１０月１６日　　午前９時から午後２時まで

（２）開札日時

令和元年１０月１７日　　午前９時２０分

8　入札書の提出方法

（１）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

（２）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9　入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１０　入札の無効

次の入札は、無効とする。

（１）本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

（２）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１１　予定価格

本件の予定価格は、１５５，６１４，８００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。※本件における消費税及び地方消費税の税率は、１０パーセントを適用するので注意すること。

１２　最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、１２４，８１８，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

１３　落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１４　入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の１００分の３相当額の違約金を徴収する。

１５　契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

１６　契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

１７　支払条件

（１）前払金

前払金は、請負代金の額に１００分の４０を乗じて得た額とする。

（２）部分払

部分払は、行わない。

１８　閲覧

宇治市財務規則（昭和４４年宇治市規則第１号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成４年宇治市水道事業管理規程第１４号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

１９　その他

（１）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

（２）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

（３）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（４）東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（５）１から１９までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、１から１９までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先　　宇治市総務部契約課

郵便番号　６１１-８５０１

所　在　地　京都府宇治市宇治琵琶３３番地

電話番号　０７７４-２０-８７１６

ＦＡＸ番号　０７７４-２０-８７７８

（掲示済）

宇治市公告第２３号

笠取第５配水池送水ポンプ室ほか設備新設工事に係る条件付一般競争入札について

笠取第５配水池送水ポンプ室ほか設備新設工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和元年９月２０日

宇治市長　山本　正

１　入札に付する事項

（１）工 事 名　笠取第５配水池送水ポンプ室ほか設備新設工事

（２）工事場所　宇治市西笠取赤坂地内ほか

（３）工事概要　工事内容は、次の事項を予定している。

・笠取第５配水池

電気設備工事　一式

機械設備工事　一式

・その他笠取施設

電気設備工事　一式

・宇治浄水場

電気設備工事　一式

（４）工　　種　電気工事

（５）工事期間　契約日から令和２年９月３０日まで　３４３日間

（６）そ の 他　本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

２　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

（２）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（３）４（２）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（５）宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。

（６）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による特定建設業の許可を電気工事業について受けている単体企業であること。

（７）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定通知における電気の総合評定値（Ｐ）が７５０点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

（８）社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入業者であること。

（９）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

①　確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

②　本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③　営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

（１０）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

①　確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

②　営業所における専任の技術者以外の者であること。

（１１）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

３　入札参加資格の確認

（１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

①　配置予定監理技術者調書

②　配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

（３）提出部数　１部

４　入札参加資格の確認手続

（１）確認申請書及び関係書類の配布

①　入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

②　配布期間

令和元年９月２０日　　午前９時から

令和元年９月２６日　　午後２時まで

③　その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（２）確認申請書の提出

①　提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で２メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に提出書類を持参すること。

②　持参し、又は郵送する場合の提出先

〒６１１-８５０１

京都府宇治市宇治琵琶３３番地　宇治市総務部契約課

③　確認申請書及び添付書類の受付期間

令和元年９月２０日　　午前９時から

令和元年９月２６日　　午後２時まで

（３）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

①　審査結果は、令和元年１０月７日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

②　資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

（４）その他

①　確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

②　提出された確認申請書等は返却しない。

③　提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

５　設計図書の配布

（１）入手方法

①　原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

②　やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

（２）配布期間

令和元年９月２０日　　午前９時から

令和元年１０月１６日　　午後２時まで

６　設計図書類に関する質疑回答

（１）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

（２）提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：０７７４-２０-８７７８

（３）質疑の受付期間

令和元年９月２０日　　午前９時から

令和元年１０月８日　　正午まで

（４）回答

回答については、令和元年１０月１０日午後１時以降に入札情報公開システムに掲載する。

７　入札期間及び開札の日時

（１）入札期間